

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年8月9日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在の会社Bに雇用され、ビル管理業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成29年6月20日、勤務先のマンションであるCにおいて清掃作業に従事していたところ、転倒し（以下「本件災害」という。）、腰部を負傷した。

請求人は、D医療機関の受診を経て、同月22日、E医療機関を受診し、「左第11・12肋骨骨折」と診断され通院加療を受けたが、同年7月10日、同医療機関にて腰痛増悪を訴えたためX線等の撮影がされた結果、前記傷病に加え、「第1腰椎圧迫骨折」（以下「本件傷病」という。）と追加診断された。

- 3 本件は、請求人が本件傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成30年12月27日付けで棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

#### 第4 争 点

請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、本件災害により、本件傷病を発症した旨を主張するので、以下検討する。
- (2) 請求人が被災後受診したD医療機関のF医師は、平成29年6月21日付けの診断書において、「左肋骨骨折」と診断している。また、同月22日に受診したE医療機関のG医師は、同日付けの診断書において、「左第11・12肋骨骨折」と診断している。両医師の所見を踏まえると、請求人は本件災害が発生した時点においては本件傷病の状態にはなかったものと推認される。
- (3) その後、請求人は、平成30年7月27日にH医療機関を受診しており、同医療機関のI医師は、同年9月7日付けの診断書において、「第一腰椎圧迫骨折後偽関節、骨粗鬆症」と診断している。一方で、G医師は、同年1月22日付けの監督署長に対する「療養内容の照会について(回答)」において、要旨、「(平成29年)6月22日に撮影した腰椎X Pでは明らかな骨折を認めなかった。」とするとともに、「(平成29年)7月8日に自宅内で転倒したと請求人より申告あり。腰痛増悪の訴えあり。」として、本件腰痛の増悪については自宅での転倒が原因であることを示唆する所見を述べている。
- (4) 労働局地方労災医員J医師は、平成30年3月7日付け意見書において、要旨、「本事例の腰痛の増強には、同年7月8日での自宅での転倒の受傷の影響が大きく、同日以前の腰痛は本労働者に既存している腰椎の著明な変性によるものと考えられる。」と述べているところであり、G医師の所見とも整合する。
- (5) 請求人は、自宅で転倒した事実はない旨の主張をしているが、E医療機関の平成29年7月10日の診療録においても、「(平成29年)7月8日自宅内で転倒した。」旨の記載が認められることを踏まえると、決定書理由に説示のとおり、自宅で転倒した事実は認められ、請求人の主張は採用できない。

(6) なお、I 医師は、前記診断書において、本件傷病は本件災害時に発症した可能性が高い旨述べるが、本件傷病が平成29年7月11日撮影のMRIにて新鮮例とされているにもかかわらず、同年6月20日の本件災害により発生したと推定する根拠の記載がないこと、決定書理由に説示のとおり、請求人が同年7月8日に自宅で転倒した事実を把握した上での記載であるか不明であるので、同診断書に基づくI 医師の所見は本件傷病と本件災害に相当因果関係があることを認める所見であると是認することはできない。

(7) そうすると、決定書理由で説示するとおり、本件傷病の発生は平成29年7月8日の自宅での転倒によるものであり、本件災害によって生じたものということとはできず、本件傷病と本件災害との相当因果関係はないものと判断する。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年1月27日